**平成２２年（フ）第７１号**
北九州市門司区白野江２丁目２番６号
債務者　山下千枝子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２１年（フ）第３７１５号**
名古屋市名東区神丘町１丁目25番地　神丘ビルＢ棟205号
債務者　髙木　新三
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２２年（フ）第２４８号**
愛知県海部郡蟹江町大字新千秋字後西８番地　フローラル富吉駅南105号
債務者　山上カンナ（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第１５６４号**
神戸市長田区前原町１丁目21番６号、前住所　神戸市長田区長田天神町１丁目６番15号
債務者　香川真朱美
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１６９７号**
神戸市東灘区本庄町３丁目７番20号―101号
債務者　村岡　好雄
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１７０２号**
神戸市須磨区高倉台７丁目５番31―501号
債務者　白数こと　白數知永子
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第１８０９号**
神戸市灘区岸地通３丁目４番７号
債務者　篠　　健司
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第７９号**
神戸市長田区庄田町１丁目７番８号松本方
債務者　井垣穣こと　韓　　穣
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第９３号**
神戸市灘区高徳町６丁目３番14号　温泉ビル306号
債務者　東田　敏光
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第３号**
兵庫県淡路市大町畑637―１　プラッツアメニティＤ―７、住民票上の住所兵庫県南あわじ市阿万上町1090番地
債務者　庄田　洋介
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

**平成２１年（フ）第３３９号**
佐賀県西松浦郡有田町南原甲448番地１
債務者　松永　忠英
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２２年（フ）第１９号**
佐賀県杵島郡大町町大字大町5856橋冨勝征方、住民票上の住所佐賀県武雄市北方町大字志久1303番地２
債務者　笠原　芳子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２２年（フ）第２０号**
佐賀県伊万里市脇田町223番地２
債務者　永吉　春行
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２２年（フ）第２１号**
佐賀県伊万里市脇田町223番地２
債務者　永吉　雅子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２２年（フ）第２２号**
佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲13202番地３
債務者　西川　順司
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２２年（フ）第２３号**
佐賀県武雄市山内町大字三間坂甲13202番地３
債務者　西川　隆史
1　決定年月日時　平成22年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２２年（フ）第２２３号**
名古屋市緑区乗鞍１丁目1811番地の１　徳重団地６棟305号
債務者　ヨシダ商事こと　吉田　省三
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部